

---

## 下野市行政改革大綱(骨子)

---

平成 18 年 11 月

下 野 市

## 序論 行政改革大綱策定の趣旨

---

下野市は、平成 18 年 1 月に旧 3 町の合併によって誕生した新市であり、市制施行に伴い旧町時代よりも業務の範囲が拡大するなど、地方自治体としての責任はより重くなっている。

こうした中で、国の地方分権から、歳入・歳出一体改革にいたる地方行財政改革によって、地方自治体は国への依存を減らし、自らの財源を中心に自らの裁量で、自ら必要とする行政サービスを行うよう、自治体運営のあり方を大きく転換するように迫られている。

その結果、行政は自らの責任を果たすため、行財政運営の健全化と行政サービスの適切な実施の両立が求められるようになり、その業務の手法やサービス範囲についても、不断の見直しが求められている。

この見直しは、市民の理解と納得のもとで進められる必要があり、改革の方向性や過程に関して透明性の高い情報を提供し、市民と行政が一体となって改革を進めることが必要となる。こうした取り組みを進めていくことによって、市民の参画が深まって主体的なかかわりを持って自らのまちをよりよい方向へ進めていく活動が喚起されることが期待される。

すなわち、行政の改革が単なる縮小・合理化にとどまらず、市民と行政の関係がよりよい方向で見直され、協働の機運が高まることが期待される。

こうした方向を目指して、下野市行政改革大綱を策定し、行財政運営の合理化・スリム化と市民と行政の協働の喚起を図っていくこととする。

## 基本方針

---

### 1 持続性のある行政運営に向けたスリムな行政組織と健全な財政運営の推進

下野市の中・長期的な健全性と持続性を確立するため、人口 6 万人規模の都市相応の行財政基盤を確立することが求められている。旧 3 町から受け継がれた組織人員および公共施設や行政サービスの中には、人口 6 万人規模の都市と比較して、過剰・過多になっているものがある点は否めず、今後の国の財政改革の動向によっては、早急な改革が必要となる可能性も否定できない。

したがって、下野市を公共団体として持続可能な状態に保ち、新市にふさわしい行財政運営を行なうために、行政体制・組織・人員の見直し等を通じた行政組織のスリム化を図るとともに、大規模事業の見直しや評価システムを活用した予算査定を通じて、健全な財政運営を推進することとする。

### 2 市民との協働による改革の推進

地方分権の推進に伴い、地方自治体の責任が増す一方で、下野市の財政状況は合併前（新市建設画策定時）の見通しよりも厳しい状況におかれている。こうした中で、下野市は限られた行財政資源を必要な施策に重点的に投入する必要性が高まっている。このため、公共団体でなければ実施が難しいものと、市民や地域社会、民間企業・団体が担いえるものを峻別した上で、真に公共団体が担うべき業務・事業に資源を集中することが求められる。一方、市民や地域社会にとっても、自らが公共サービスの一翼を担うことによって、その運営にかかる自由度が増すなど、真に好ましいサービス供給が図られることが期待される。こうした市民や地域社会と行政との役割分担は、市民と行政との対話を通じた理解と納得のもとで検討される必要がある。

したがって、前述の評価システムの活用等を通じた施策の重点化を図る体制を築くとともに、市民と行政の役割分担を明らかにするための市民参加による対話・検討の機会を確保する。さらに、市民と行政の役割分担による公共サービスの実施に向けた取り組みを創設し、市民と行政との協働による改革を推進することとする。

### 3 既存計画よりも一步踏み込んだ行財政改革の推進

下野市においては、既に平成 18 年 3 月に「下野市集中改革プラン」を策定し、事務事業の適正化や効率的な行政運営に向けた具体的な取り組みを始めている。

これは組織・人員の見直しや指定管理者制度の導入などに成果を収めつつある一方、今後の行財政の安定的な持続性を確保するためには、より一層の改革の推進が欠かせない状況となっている。特に、合併後の行政体制の確立やより一層の施策展開に向けた大規模事業が想定されている中で、これらの事業に関しても聖域なく見直していくことが求められている。

このため、大型公共事業の見直しなどに果敢に取り組むとともに、職員数の見直しや民間活用の推進についても、「下野市集中改革プラン」に提示されたものよりも踏み込んだ取り組みを目指す。

## 実施期間

---

行政改革大綱の実施期間は、平成 18 年度から平成 21 年度までとする。

なお、公共事業や基盤整備等実施期間が長期にわたるものについては、より長期的な視点で見直しを図ることとする。

## 実施項目

---

本大綱の趣旨及び基本目標を踏まえ、今後下野市において重要と思われる行政改革の取り組みについて、重点的かつ集中的な検討と実施に努める。

### 1 事務事業・公共施設（行政サービス）の見直し

新市としての統一かつ適正な水準に事務事業を見直すとともに、大規模な公共事業の実施に関する見直しを行なう。また、公共施設を利用した行政サービスについて、類似施設の統廃合を図るとともに、行政サービス提供の民間事業者への転換を図る。さらに、行政内部の業務についても民間活用を模索する。

### 2 受益と負担の見直しと協働の推進

旧3町間で統合がなされていない課税の均一化など、課税の適正化を図る。また、市内の類似的公共団体の見直し、補助金の整理統合を行なうとともに、市民との協働事業の創設を通じた協働の推進を図る。

### 3 組織・定数・給与の見直し

一般職員数および臨時職員数の削減を図るとともに、給与の適正化と定員・給与の公表を行い、行政組織の透明性向上を図る。

### 4 財政改革の推進

健全な財政運営を目指して財政指標の目標を設定するとともに、事務事業の見直しおよび予算査定と事務事業評価の連動等を通じた財政の健全化を図る。

さらに、公共事業の発注プロセス改革を通じた透明性の向上を図る。

### 5 市民と行政の対話の推進

計画策定時のパブリックコメントおよび完了時における検証の機会など、市民と行政の多様な対話の機会を確保し、市民との対話と理解・納得の下で行政改革を進めることを目指す。

## 実施項目の推進方針

---

### 1 事務事業・公共施設（行政サービス）の見直し

#### （1）事務事業の見直し

市民に対する適切な行政サービスの提供と、健全な財政運営との両立を図るために、事務事業の見直しを継続的に実施する。特に、合併時において料金・サービスの統合が図られなかったもの、料金・サービスが行財政状況から見て見直すべき水準に達しているもの、国の義務・基準が存在しない現金給付等の事務について、その水準の妥当性を検証するとともに、適正水準に向けた見直しを行なう。

これとともに、大規模公共事業など実施期間および債務償還期間が長期にわたる事業について、実施の是非および実施時期についても見直しを行い、これをもって行財政の健全性の確立と持続性の確保を目指す。

#### （2）公共施設における行政サービスのあり方の見直し

市民に各種のサービスを提供する公共施設については、旧3町から統廃合することなく受け継がれており、類似のサービスを提供する施設が複数存在するなどの課題があることから、公共施設の統廃合・機能集約を念頭に置いた行政サービスのあり方の見直しを行なう。

この見直しと並行して、下野市にとって必要不可欠と判断された公共施設・行政サービスに関しては、今後とも公共施設運営における指定管理者制度等の導入および管理者の評価・見直しを進め、行政サービスの企画立案・管理業務とサービス提供の分離と民によるサービス提供を通じた行政組織の効率化を推進する。

特に、第3セクターなどの関係団体については、その運営及び業務実施の手法に関する見直しを早急に行なうこととする。

さらに、市民への行政サービスや行政内部の管理業務等についても、定常的な業務を中心に市場化テストの活用等の手法によって民間事業者が担う業務範囲を拡大する。これによって、民間の知恵と工夫による効率化を進め、行政組織のスリム化を目指す。

### 2 受益と負担の見直しと協働の推進

#### （1）課税の適正化

行政サービス水準の適正化と並行して、国民健康保険税や都市計画税など、旧3町の水準を継承し、市としての均一化が図られていないものについて、その水準の統一を図る。これとともに、税にかかる前納報奨金など、税の趣旨にかんがみて課題の大きい制度に関して、早急に見直しを図る。

#### （2）補助金等の整理合理化と協働事業の創設

合併に伴い旧3町等を単位として活動する類似的公共団体について、その意義や目的に応じて下野市を一単位とする団体への統合を働きかけるなど、地域社会と行政の関係を新市にふさわしいものへ見直しを進める。また、旧3町から継続する公共的団体を対象とした補助金について、

その目的や意義、受益の対象や範囲などの観点から見直しを行い、補助金の整理統合による総額としての縮減を図る。

これとともに、市民が自ら担う公共的サービスの拡大を図るために、市民や自治会等地域社会を事業主体とする業務・事業制度を検討するとともに、業務の試行等を行うなど定着に向けた取り組みを推進し、業務・事業レベルでの市民と行政の協働の実現を目指す。

### 3 組織・定数・給与の見直し

#### (1) 職員数・臨時職員数の見直し

下野市は市民 1,000 人当りの職員数では、県内の類似規模の各市と比較しても低位に位置しているが、今後とも市職員の退職非補充の継続による職員数の削減を図り、平成 21 年度時点で一般職員数 430 人未満の体制とし、組織機構の改革とあわせてスリムな行政運営の実現を目指す。

これとともに、現在行政サービスの一翼を担っている臨時職員について、公共施設の統廃合や民間活用の拡大と合わせた縮減を検討し、職員・臨時職員トータルでみた人件費の削減を目指す。

#### (2) 給与の適正化と定員・給与の公表

市職員の給与水準は行政改革の中で極めて大きなテーマであり市民の関心も高いことから、地域経済の実態に応じた職員給与の水準見直しを図り、給与負担の面から持続性のある行政組織運営を目指す。

また、行政改革に関する情報公開の一環として、市職員および関係団体の定員および給与水準、退職金に関する情報を積極的に公表し、透明性が高く行政改革に向けた市民の理解と納得を得ることを目指す。

#### (3) 人材育成の推進

今後の行政組織は、事業やサービスを直接担う「担い手」から、事業・サービスの企画立案や管理を担う「制度設計者・管理者」としての役割が高まることが想定されることから、庁内外の研修などを通じて専門性を持った職員の育成を図る。

また、臨時職員など公共的サービスの担い手についても、待遇などサービス提供の手法などに関する専門性を高めるなど、広く公共的サービスの担い手の育成を推進する。

### 4 財政改革の推進

#### (1) 財政指標の目標設定

下野市の財政状況は現在おおむね良好な水準にあるが、今後「新市建設計画」において想定される事業が実施され、かつ行政の効率化が進まない場合には、財政状況の悪化が懸念される場所である。このため、事業の着実な推進と財政の健全性とのバランスをとる必要があり、現状の健全性を維持するため、財政指標の目標値を設定する。

・ 経常収支比率      %未満    ・ 実質公債費比率      %未満    ・ 起債残高                      億円

## **(2) 歳入・歳出の適正化**

前述の事務事業の見直し等を通じて、公共料金や利用料収入の増を図るとともに、現金給付事業費の削減をはかり、歳入・歳出の適正化を通じた財政の健全化を図る。

## **(3) 予算査定の改革**

今後下野市において財政状況がますます厳しくなることが予想され、予算計上する事業を聖域なく見直し、事業の取捨選択を強力に推進する必要がある

このため、市が行う事務事業を対象として事前評価を実施し、これに基づく施策横断的な視点による事業の取捨選択や優先度設定を行うとともに、これに基づく予算査定を実施し、政策的な観点による重点化と財政の健全性の維持の両立を目指す。

## **(4) 公共工事等発注プロセスの改革**

公共工事価格の適正化をいっそう推進し、価格形成の透明性を向上させるために、公共事業の発注に関する入札の改善を図るなど、発注プロセスの改善に取り組む。

## **5 市民と行政の対話の推進**

今後の行政改革を進めるにあたっては、市民の理解と納得、協力が不可欠であり、その前提として行政情報の提供を十分に行うとともに市民との対話を通じて理解と納得を得るべく行政としての努力の姿勢を示す必要がある

このため、財政情報や行政改革の内容はもとより、中・長期的な行財政見通しに関する情報を提供するとともに、計画策定時のパブリックコメントの実施および完了時における検証の機会を設けるなど、市民と行政の多様な対話の機会を確保し、市民との対話と理解・納得の下で行政改革を進めることを目指す。



下野市財政収支の見通し（一般会計、平成19年度～平成27年度）

（単位：百万円）

参考：財政見通し

区 分		H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
歳 入	自主財源	11,638	12,939	11,008	9,277	9,356	9,315	9,248	9,233	9,184	9,463	9,210	9,016
	地方税	8,234	8,425	8,216	8,595	8,569	8,510	8,485	8,493	8,404	8,412	8,389	8,334
	分担金及び負担金等	1,581	1,956	1,251	677	677	677	677	677	677	677	677	677
	繰入金	1,823	2,558	1,541	5	110	128	86	63	103	374	144	5
	依存財源	7,513	6,938	8,492	7,115	6,604	6,507	6,412	6,436	6,471	6,343	6,385	6,428
	地方譲与税・交付金等	1,599	1,663	1,652	1,270	1,159	1,157	1,155	1,153	1,151	1,039	1,037	1,035
	地方交付税	2,172	2,355	2,366	2,544	2,564	2,583	2,554	2,617	2,679	2,681	2,740	2,798
	国・県支出金	1,441	1,930	1,843	1,826	1,609	1,596	1,583	1,571	1,559	1,547	1,535	1,524
	地方債	2,301	990	2,631	1,475	1,272	1,171	1,120	1,095	1,082	1,076	1,073	1,071
	合計 (A)	19,151	19,877	19,500	16,392	15,960	15,822	15,660	15,669	15,654	15,806	15,594	15,444

分担金及び負担金等には、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入、繰越金が含まれる。

地方譲与税・交付金等には、地方譲与税、利子割・配当割・株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金が含まれる。

8

区 分		H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
歳 出	義務的経費	8,175	7,156	7,629	7,390	7,297	7,115	6,908	6,872	6,822	6,942	6,714	6,441
	人件費	3,697	3,664	3,826	3,456	3,404	3,281	3,188	3,112	3,050	2,989	2,930	2,871
	扶助費	924	1,019	1,450	1,471	1,502	1,533	1,563	1,594	1,626	1,658	1,690	1,724
	公債費	3,554	2,473	2,353	2,463	2,392	2,302	2,156	2,166	2,146	2,295	2,094	1,846
	投資的経費	2,629	3,548	2,700	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	その他の経費	6,972	7,961	9,171	7,002	6,663	6,707	6,753	6,797	6,833	6,864	6,881	7,003
	物件費	2,263	2,265	3,144	2,601	2,601	2,601	2,601	2,601	2,601	2,601	2,601	2,601
	繰出金	1,708	1,814	1,825	1,654	1,676	1,699	1,723	1,745	1,759	1,768	1,763	1,763
	補助費等	2,075	2,122	2,095	2,116	2,137	2,158	2,180	2,202	2,224	2,246	2,268	2,291
	その他	926	1,760	2,107	631	249	249	249	249	249	249	249	249
合計 (B)	17,776	18,665	19,500	16,392	15,960	15,822	15,660	15,669	15,654	15,806	15,594	15,444	

H 1 7年度の歳出は、合併に伴う主要経費を含まない。

その他には、維持補修費、投資・出資・貸付金、積立金が含まれる。